

燕市告示第 3 2 2 号

燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定について

燕 9 地区の農業の振興に関する計画を策定するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 4 4 年農林省令第 4 5 号）第 4 条の 5 第 1 項第 2 7 号の規定により公告し、燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案について令和 8 年 8 月 1 4 日（縦覧期間満了の日）までに燕市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 1 5 日

燕市長 佐野 大輔

- 1 燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案の縦覧期間
自 令和 8 年 7 月 1 5 日
至 令和 8 年 8 月 1 4 日

- 2 燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案の縦覧場所
燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地
燕市役所 産業振興部 農政課

- 3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定案の縦覧場所に備え付けの「燕 9 地区の農業の振興に関する計画の策定に対する意見書の提出について」によること